2　前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第七条第一号イからくまで及びくに規定する施設に係る原子力事業所にあっては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に二台以上備え付けるものとする。

別記様式第一中「内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿」に改める。

別記様式第二中「10条通報」を「第10条通報」に改める。

別記様式第三を次のように改める。

放射線測定設備現況届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者

住所

氏名　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

（担当者　所属　電話）

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考１　この用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。

２　「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第８条第１号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第四を次のように改める。

原子力防災資機材現況届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者

住所

氏名　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

（担当者　所属　電話）

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個
	フィルター付防護マスク		個
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線
	ファクシミリ		台
	携帯電話等		台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器		台
			台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式